

宣伝・情報委員会報告

報告者 古和田

1. 令和5年度の「宇治茶ふれあい教室」の実施報告

令和5年度のふれあい教室の実施状況について下記にてご報告致します。

前回の定例役員会以降の令和5年11月16日～本日までの開催はありませんでした。1月はふれあい教室の予定がありませんので、今年度は合計9校で教室を実施し478人の生徒達に参加していただきました。

令和6年度ふれあい教室 2月開催スケジュール

	開催日	学校名	学年	参加人数	インストラクター	事務局
1	2月6日(火)	西乙訓高等学校	2年生	66人	2名	2名
2	2月9日(金)	培良中学校	3年生	92人	3名	2名

2. 令和5年度『宇治茶大好き』・『みんなでお茶にしようね』の配布について

冊子、配布先一覧

(令和5年2月1日～令和6年1月31日)

	件数	大好き(日本語)	大好き(英語)	大好き(中国語)	みんなでお茶に
保育・幼稚園	0	0	0	0	0
小学校	11	959	0	0	258
中学校	3	235	0	1	19
高校・大学	2	335	0	0	0
その他	13	1,062	80	6	1
合計	29	2,591	80	7	277

3. 2024年宇治茶カレンダーについて

2024年宇治茶カレンダーの印刷部数と販売数量、金額につきましては別紙資料1:宇治茶カレンダー販売実績をご覧ください。

4. 宇治茶カレンダーについての委員会報告

12月12日に宣伝情報委員会を開催させていただき今後の宇治茶カレンダーについて協議させていただきましたので下記にてご報告致します。

年々カレンダーの販売数量が減ってきていることを過去実績資料をもとに説明、来年度以降の制作、販売について数パターンを事務局から提案させていただき協議を進めました。

- ①従来仕様のカレンダーで制作部数を減らす。
- ②女優なしのカレンダーで制作部数を減らす。
- ③3年を目途にカレンダー事業をやめる。

カレンダー自体の需要が減ってきており、今後も販売数量が伸びることは考えづらく期間を決めて、カレンダー制作を行わない方向で検討される。

販売の継続期間を3年と提案させていただいたが、年々減っていくことが予想される中で無理に継続するよりも早々に制作を行わない判断をすることが組合の事業として良いのではと意見がまとまりました。

しかしながら、2025年(2024年申込分)カレンダーの制作撮影がすでに始まっており、2025年(2024年申込分)カレンダーを最後の販売としてカレンダー事業を終了する。

2025年(2024年申込分)カレンダーの制作については、モデルをなしにして制作費を抑えることは可能だが、モデルなしにした場合はカレンダーのイメージが大きく変わります。

紫吹淳様以外の女優さんでもう少しコストを抑えられる女優を起用する案や、女優をなくすのであれば例年カレンダーモデルとして参加していた宇治茶宣伝隊もカレンダーへの参加をなくしても良いのでは、などの意見もありましたが、大幅なイメージ変更を避けるために宇治茶宣伝隊のみでの制作を進める方向で決定しました。

2025年カレンダーを女優なしモデルのみで制作し販売を終了する

5. 令和5年度宇治茶の宣伝行事（宇治茶宣伝隊の活動）について

	日付	イベント名	開催場所	人数
1	5月2日	八十八夜茶摘みの集い	茶業センター茶園	6人
2	5月14日	宇治市市民茶摘み ※雨の為派遣なし	茶業センター茶園	2人
3	5月23日	カレンダー撮影	龍谷ミュージアム、組合2階	4人
4	5月24日	カレンダー撮影	禪定寺、組合2階	2人
5	6月19日	内閣総理大臣へ新茶の贈呈式	首相官邸	1人
6	9月16日～18日	イオンモール久御山 宇治茶体験イベント	イオンモール久御山	5人
7	10月22日	第一回キッズ茶ムリエ検定	京都府茶業会議所	0人
8	11月11日	第二回キッズ茶ムリエ検定	京田辺市社会福祉センター	0人
9	12月2日	第三回キッズ茶ムリエ検定	木津川市アスピア山城	0人

今年度採用となった宇治茶宣伝隊の活躍の場が少なかったことから、来年度も継続して活動することを12月の委員会で提案させていただき、宇治茶宣伝隊の意向を確認しました。

4人が継続を希望してくださったので、来年度は4人態勢で活動をさせていただきます。

6. 石臼目立て事業について

(1) 石臼の目立て事業の作業料金の改定について

1 1月の定例役員会にて報告した員外の料金設定について、「作業料」「現地調整出張料」が低いとの意見をいただき再度委員会にて検討を行なった。

「作業料」

依頼臼以外の軽微な調整についても料金を徴収する方向で話を進めた。料金設定は時間あたりの徴収にすると曖昧であるため、1台あたりの作業料金にする。また、組合員の場合であっても軽微な調整でかかる料金はいただくべきとの意見があったので合わせて料金の設定を協議し以下の金額で決定するが、運用していく中で不都合が出れば再度検討する。

軽微な調整料(名称仮) 組合員 3,000円／1台 員外 5,000円／1台

「現地調整出張料」

1 1月の定例役員会の報告では出張料を作業料＋出張先までの距離(半径)＋高速代＋宿泊費(一律8,000円)としていたが、出張先までの距離が半径での計算と曖昧なことから、往復の実走行距離(100円／1km)に設定した。

宿泊費については出張先が主要な駅の近くであればいくつかの宿泊先からの選択が可能だが、郊外となった場合には宿泊先が限定され一律の金額内に収まらない可能性があるため実費請求とする。宿泊先については事前に依頼先と相談を行なう。また、出張料金は協議の結果、1件につき20,000円とする

作業料

＋出張料 20,000円

＋往復の実走行距離(100円／1km)

＋高速代(実費請求)

＋宿泊費(実費請求)

現在、石臼目立て事業は1名での作業体制となっているため、出張料を安く設定すると員外からの引合いが多くなり、組合員への対応が困難になることが考えられるので委員会では上記の料金設定とした。

(2) 石臼目立て事業実績報告

令和5年12月31日現在

年月	作業内容				合計
	ボルト化 &目立て	目立て& 芯木交換	ボルト化	芯木のみ	
R4. 9月	3				3
R4. 11月	6			5	11
R5. 1月			1		1
合計	9		1	5	15

本稼働

R5. 2月	3				3
R5. 3月	1			7	8
R5. 4月	4		5	16	25
R5. 5月			8	1	9
R5. 6月	4		3	9	16
R5. 7月		1	6		7
R5. 8月		1	6	5	12
R5. 9月			2		2
R5. 10月			4	20	24
R5. 11月	1	1	9		11
R5. 12月			9		9
合計	13	3	52	58	126
累計	21	2	53	63	141